

南アルプス市国土強靱化地域計画

令和 3年 3月
南アルプス市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
第2章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 事前に備えるべき目標	2
3 取組方針	2
(1) 基本方針	2
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	3
(4) 個々の特性に応じた施策の推進	3
(5) 県、近隣自治体、民間事業者等との連携・協働	3
第3章 脆弱性評価と強靱化の推進方針	4
1 脆弱性評価の方法	4
2 想定するリスク	4
(1) 自然的条件	4
ア 位置及び面積	4
イ 地勢	4
ウ 地質・地盤	5
エ 活断層	6
オ 気候	6
(2) 社会的条件	6
ア 人口	6
イ 産業	6
ウ 交通	7
(3) 過去の災害履歴	7
ア 風水害	7
イ 地震	8
(4) リスクの特定	8
3 起きてはならない最悪の事態	10
4 施策分野の設定	12

5	脆弱性評価の結果	13
(1)	脆弱性評価の実施手順	13
(2)	脆弱性評価の結果	13
6	強靱化の推進方針	13
第4章	施策の重点化	14
1	特に回避すべき「最悪の事態」の選定	14
第5章	計画の推進と見直し	16
1	計画の進捗管理と見直し	16
2	計画の推進期間	16
3	他の計画等との整合	16
別紙1		17
1	直接死を最大限防ぐ	17
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が 集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生	17
1-2	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	23
1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	26
1-4	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	28
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保する	30
2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡ら ない事態	30
2-2	長期にわたる孤立集落等の発生	33
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や 医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途 絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	34
2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・ 食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く。）	37
2-5	地震等に伴う登山ルート等の寸断により下山に時間がかかり、 多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できな い事態	38
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	39
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の 健康状態の悪化・死者の発生	41

3	必要不可欠な行政機能を確保する	42
3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発	42
3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政施設等の長期にわたる機能不全	43
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	44
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	44
4-2	防災無線やテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	44
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	45
5	経済活動を機能不全に陥らせない	47
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産	47
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	48
5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響	49
5-4	食料等の安定供給の停滞	51
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	52
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	52
6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	53
6-3	地域交通ネットワークの分断	54
6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全	55
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	56
7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	56
7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	57
7-3	有害物質の大規模拡散・流出	58

7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	59
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	60
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	60
8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	60
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	61
別紙2		62
1	個別施策分野	62
①	行政機能／消防	62
②	住宅・都市	66
③	保健福祉・医療	70
④	産業	72
⑤	情報通信	73
⑥	交通・物流	74
⑦	農林水産	76
⑧	国土保全	77
2	横断的分野	80
①	リスクコミュニケーション	80
②	人材育成	81
③	官民連携	81
④	老朽化対策	82

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、実施するため、「国土強靱化基本計画」が策定されている。

また、平成 25 年 12 月に公布、施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」の第 4 条には「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。

本市においても、市内に複数の断層が存在し、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害に対する備えが課題となっていることから、国土強靱化基本計画との調和を保ち、山梨県強靱化計画と連携を図る中で、国土強靱化施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定することとする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

本市における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

- ① 人命の保護
- ② 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ③ 社会の重要な機能の維持
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

山梨県強靱化計画にあわせ、本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 取組方針

(1) 基本方針

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- ・長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ・地域活性化にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取り組みであること
- ・国、県及び近隣自治体との連携強化に取り組むこと

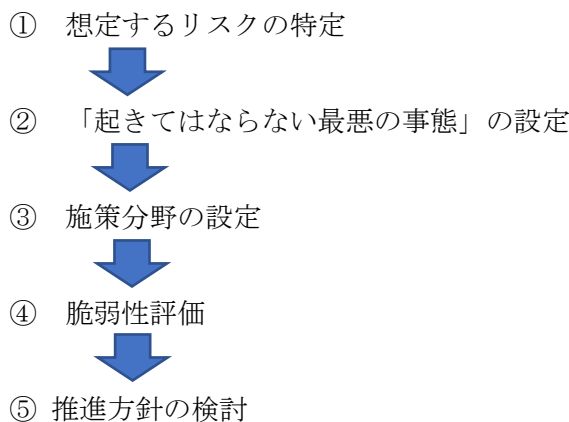
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
 - ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
 - ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- (3) 効率的な施策の推進
- ・市民の需要の変化等を踏まえるとともに、施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
 - ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
 - ・財政が逼迫する中、国の施策、民間資金の積極的な活用を図ること
 - ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用の促進を図ること
- (4) 個々の特性に応じた施策の推進
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
 - ・女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
 - ・自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること
- (5) 県、近隣自治体、民間事業者等との連携・協働
- ・地域強靱化を効果的に進めるため、県、近隣自治体との相互連携による情報共有の確保に努め、適切な役割分担を定めること
 - ・災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること
 - ・計画の内容が、広く市民や民間事業者に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第3章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価の方法

本市の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本市が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、現行の取り組みのどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。

【脆弱性評価、推進方針の検討の流れ】



2 想定するリスク

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、西は長野県伊那市に接し、南は富士川町、早川町等のほか静岡県静岡市にも一部接している。

平成 15 年 4 月 1 日に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町が合併して生まれた本市は、総面積 264.14 ㎢で、山梨県の面積の約 5.9%を占めている。

イ 地勢

本市は、南アルプス山脈の主峰北岳を頂点として東西に細長い形をしている。

本市の市名の由来となる南アルプスは、日本第 2 位の高峰である北岳を始め、間ノ岳、農鳥岳、仙丈ヶ岳、鳳凰三山、甲斐駒ヶ岳など、3,000m級の山々が連なり、その麓を流れ富士川にそそぐ御勅使川、滝沢川、坪川の 3 つの水系沿いに市街地が広がっている。

ウ 地質・地盤

【八田地区】

八田地区は、御勅使川扇状地と釜無川氾濫原にまたがっている地形から、地質はこの2つと竜岡台地から延びる「赤山」の3つに分けられる。

御勅使川扇状地、釜無川氾濫原のいずれの堆積物も砂又は砂礫であるが、御勅使川扇状地堆積物は粘土層が砂礫と互層となっている。「赤山」は、赤色火山灰土の八ヶ岳泥流であり、輝石安山岩を含む軟らかい集塊岩よりなる火山性台地である。

【白根地区】

白根地区は、ほとんどが扇状地上にあるため、土質は砂礫質で地下水位は極めて深く（平均8m）、水利施設が整う前は水量に乏しい原七郷と呼ばれる常習干ばつ地であった。

【芦安地区】

芦安地区は、中央構造線と糸魚川—静岡地質構造線とに挟まれた赤石楔状地と呼ばれる地域に属している。西半の野呂川流域は、四万十累帯、瀬戸川帯より構成され、東半は御坂層群よりなる地域である。

四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性が強く風化崩壊のため急峻なV字谷を造り、山地崩壊が起こりやすい。また、御坂層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト(※1)化も激しく、含水膨張性も高く、その結果地すべり、山崩れが発生しやすい。

【若草地区】

若草地区の地質は、大きくは御勅使川扇状地と釜無川氾濫原によって構成されている。扇状地は砂れき質土壌で、氾濫原はれき混りの黒灰色の粘土層が堆積されている。

【楡形地区】

楡形地区の地質は、大きくは山地部の楡形山累層と扇状地堆積層・段丘・大木れき層・曾根層群・ローム土によって構成されている。

楡形山累層は、主として玄武岩・安山岩の溶岩と緑色凝灰岩・緑色凝灰角れき岩で、断層付近の緑色凝灰岩はスレーキング(※2)することが多い。

※1 ベントナイト … 海底・湖底に堆積した火山灰や溶岩が変質することで出来上がった粘土鉱物の一種。

※2 スレーキング … 軟岩や硬岩の塊が、気象の変化などにより乾燥と湿潤を繰り返した結果、細粒化（土砂化）する現象。

【甲西地区】

甲西地区の地質は、楡形山累層の泥岩層で、主として玄武岩、安山岩等の溶岩及び凝灰角礫岩から成り立っている。

エ 活断層

市内には、鳳凰山断層、市之瀬断層群、楡形山断層群等の活断層が確認されており、市周辺においても活断層が多く分布している。

オ 気候

夏は最高気温が 40℃近くに、また冬は最低気温が－10℃近くになることもあるなど、寒暖差の激しい盆地特有の内陸性気候である。

(2) 社会的条件

ア 人口

本市の人口は、昭和 45 年（1970 年）以降、増加傾向を維持してきたが、ここ数年は緩やかな減少傾向となっている。

近年の本市の人口増減の状況は、これまで大学進学や就職のため 20 歳前後の転出者が多く、転出者数が転入者数を上回る社会減となっていたが、平成 30 年（2018 年）から子育て世代を中心に転入者が増え、転出者数を転入者数が上回る社会増となっている。

一方で、本市の自然増減の状況を見ると、出生数がやや減少傾向なのに対して、高齢者数の増加を背景とする死亡数の増加傾向が続いており、自然減の状況が続いている。

また、核家族化の進行や少子化傾向等により、1 世帯当たりの人数は減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）の占める割合は増加傾向にあるため、今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、また要介護高齢者の増加が予想されることから、家族の介護力の低下が懸念される。

イ 産業

御勅使川扇状地では、ぶどう、桃、さくらんぼ、スモモ等の果樹栽培が盛んに営まれ、本市南東部の低地では水稲、野菜栽培が営まれている。

また、各地域の工業団地に製造業関連企業の産業集積を行ってきたが、中部横断自動車道（静岡県方面）の全線開通やリニア中央新幹線の整備により、本市の交通の利便性は高まることから、立地の有利性を活かし、秩序ある土地利用のもと優良企業の誘致に努める。

ウ 交通

鉄道交通空白地域である本市では、道路交通網の充実が快適な市民生活を送る上において大きな役割を担っている。

基幹道路としては、本市の南北を結ぶ国道 52 号、本市と県央部を結ぶ新山梨環状道路が通過しているほか、主要地方道の甲府南アルプス線、韮崎南アルプス中央線、甲斐早川線や市道が近隣市町や市内各地区を有機的に結んでいる。

市内の道路は、計画的に整備が図られているが、山地の地域には、急傾斜な山間地なため幅員が狭く、屈曲の多い箇所も多い。

(3) 過去の災害履歴

ア 風水害

本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を流下するため、平均河床勾配は比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流化するため出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積し、甲西地区・若草地区内の市之瀬川、滝沢川は典型的な天井川を形成している。

芦安地区は、地区の約 97%が森林原野であり、その全域が傾斜度 15° 以上で、30° を超える急傾斜地が 84.5%を占めている。このような地形により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。過去にも台風により陸の孤島と化したこともある。

甲西地区は、河川が数多くあり、豊富な水に恵まれているが、天井川が数多く存在しており、「河川が河川の下をくぐる」という特異なケース（井路縁川が堰野川・秋山川の下をくぐり坪川に流入、長沢川が旧利根川の下をくぐり、五明川が坪川の下をくぐり横川に流入、横川が滝沢川の下をくぐる。）の川が多く、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。

また、御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が極めて高いものと予想され、このため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。

近年における水害として記録に新しいものとしては、昭和 34 年（1959 年）8 月 14 日の台風 7 号と同年 9 月 26 日～27 日の台風 15 号（伊勢湾台風）であり、明治 40 年（1907 年）の大水害以来の大きな災厄をもたらした。

その後も、昭和 57 年（1982 年）の梅雨前線の発達による長雨や台風による豪雨では、芦安地区や甲西地区において土砂災害や河川の氾濫による浸水で大きな被害が発生し、昭和 60 年（1985 年）には長雨と台風 6 号による豪雨により、釜無川（富士川）に架かる開国橋が崩落し、交通不能に陥った。

イ 地震

被害をもたらした大地震としては、安政元年（1854年）の大地震と大正12年（1923年）の関東大震災及び平成23年（2011年）3月11日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

安政大地震（マグニチュード8.4）は、東海道沖を震源地として発生し、関東大震災（マグニチュード7.9）は、相模湾沖を震源地として発生し、山梨県内でも相当な被害を受け、本市においても家屋の損壊及び土地、道路等に大きな割れ目があった。また、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は、東日本太平洋沖を震源地として発生し、県内では、大きな被害はなかったものの、地震直後の巨大津波で主に岩手、宮城、福島の3県は、多数の死者・行方不明者と多くの家屋が損壊し、その被害は甚大であった。また、東京電力福島第一原子力発電所の炉心溶解及び水素爆発により、国際原子力事象評価尺度のレベル7（深刻な事故）に相当する多量の放射性物質が外部に漏れ出た事故の解決には長時間を要する。

（4）リスクの特定

本計画では大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪とする。

【地震】

- ① 南海トラフ地震（うち東海地震）については、発生の切迫性が指摘されており、地震が発生した場合には著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、本市は地震防災対策を推進する必要がある「防災対策推進地域」に指定されている。
- ② 活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川—静岡構造線地震）については、発生した場合本市に及ぼす影響が大きいと予想される。

想定地震	想定地震についての説明	マグニチュード [※]
釜無川活断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される。	7.4
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される。	7.0
曾根丘陵断層地震	甲府市の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる。	6.1

糸魚川—静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより県西部を中心にかなり大きな被害を及ぼすことが予想される。	7.0
-------------	--	-----

【出典】山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）

【富士山火山噴火】

富士山は、宝永4年（1707年）に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。今後、富士山で大規模な噴火が起きた場合、本市に降灰の堆積が予想される。

【豪雨・豪雪】

- ① 本市は、3,000m級の山々に連なる山岳地帯とそこから広がる平坦地で形成されているため過去の災害履歴を見ると、台風等の豪雨による「土砂災害」や「河川の氾濫」、「浸水」などにより大きな被害を被っていることがわかる。
- ② 豪雪災害については、平成26年（2014年）2月の豪雪で、物流ルートである幹線道路等が寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど市民生活に大きな影響を与え、本市の脆弱性を痛感したところである。

【その他】

こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより、大きな被害をもたらす複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化地域計画の策定にあたっては、地域の強靱化に取り組む上で目標を明確にする必要がある。

このため、脆弱性の評価にあたっては、第2章で設定する基本目標及び事前に備えるべき目標を達成するため、起きてはならない最悪の事態を想定することとし、山梨県強靱化計画で設定されている33の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く。）
		2-5	地震等に伴う登山ルート等の寸断により下山に時間がかかり、多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政施設等の長期にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	防災無線やテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン(※3)の寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道)の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

※3 サプライチェーン … 商品が消費者に届くまでの「原料調達」から「製造」、「在庫管理」、「物流」、「販売」までの一連の流れのこと。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

4 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、山梨県強靱化計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として8分野、横断的の分野として4分野を設定した。

【個別施策分野】

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産業
- ⑧ 国土保全

【横断的施策分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策

5 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行の取り組みを抽出し、現行の取り組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・検討を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、現行の取り組みのうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が必要である。

6 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと（別紙1）、施策分野ごと（別紙2）に対する取り組み等を推進方針とする。

また、大規模な自然災害の同時発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において複合的に事業を推進していくものとする。

第4章 施策の重点化

1 特に回避すべき「最悪の事態」の選定

限られた能力や財源で本市の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高い項目について重点化しながら進める必要がある。

このため、31の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、災害の共通性・広汎性や本市の地域特性等の観点から、特に回避すべき（優先度の高い）14の「最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政施設等の長期にわたる機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本市強靱化計画を総合的に推進するためには、本計画に掲げる関連施策や関連事業について進捗状況等を把握しながら、国・県の計画との整合性に注視しつつ、必要に応じて重点化項目の見直しなども含め計画の適正な管理を行うこととする。

2 計画の推進期間

本計画においては、社会経済情勢の変化や国、県及び本市の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年間の推進期間とする。

また、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととするが、軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する。

3 他の計画等の整合

本計画は、市における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

■市の防災体制の強化

◆防災に関する関係機関との連携強化

- ・近隣自治体や各種団体と防災に係る協定を締結し、連携強化を図る。(防災危機管理課)

■地域防災力の強化

◆市民の防災意識の向上

- ・防災勉強会、防災講習会の開催や各種目別及び総合防災訓練の実施を通して、市民の正しい防災知識の習得を支援するとともに、自助、共助の重要性の理解を深める。(防災危機管理課)

◆自主防災組織の育成

- ・自主防災組織の強化を図るため、研修の開催や資機材の整備を支援しているが、今後も継続する必要がある。(防災危機管理課)

◆要配慮者への支援強化

- ・要配慮者(高齢者、障がい者等)への迅速な避難誘導體制の構築を図るため、避難行動要支援者等の把握や自治体による個別支援計画書の作成を推進する必要がある。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課)

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施

- ・災害発生時の迅速な対応を図るため、災害発生時の初動体制の確保及び被害情報の収集、消防活動及び県内外からの受援体制への対応訓練を実施する。(防災危機管理課、消防本部)

◆市民の災害対応力の強化

- ・住民参加型の防災訓練を実施し、災害への対応能力の強化を図る。(防災危機管理課、消防本部)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進

- ・地震等の発生時において、橋梁の安全性、信頼性を確保するため、「南アルプス市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく対策を施す必要がある。また、重要路線のネットワークを確保するため、国及び県と連携し、優先的に耐震補強や改築等を施す橋梁を選定し、整備する必要がある。(道路整備課、農林土木課)

◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・地震等の発生時において、トンネル等の道路施設の安全性、信頼性を確保するため、定められた点検要領、各々の長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。また、トンネル等以外の道路施設においては、施設の適切な維持管理を図るため、「南アルプス市舗装長寿命化修繕計画」等に基づき対策を進める必要がある。(道路整備課、農林土木課)

◆基幹管路の耐震化及び長寿命化

- ・令和元年度末現在、基幹管路約 115 kmのうち、約 40 kmが耐震適合管への更新を終えている。今後も災害発生時において水道水の確保を図るため、「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、基幹管路の耐震適合管への更新を進める必要がある。(企業局)

◆水道施設の耐震化及び長寿命化

- ・災害発生時において水道水の確保を図るため、「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、水道施設の耐震化を進める必要がある。令和2年度から3年度にかけて、水道施設の耐震診断を行っている。(企業局)
- ・水道施設の機械・電気設備の整備や点検により、随時修繕や消耗品の交換を行い、水道施設の長寿命化を図っており今後も進めていく。(企業局)

◆管路及び水道施設の老朽化対策の推進

- ・南アルプス市水道ビジョンや経営戦略等の計画及び「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、基幹管路並びに重要管路等の耐震管への布設替え及び水道施設の耐震化を推進する。(企業局)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

◆下水道施設の耐震化及び長寿命化

- ・平成20年度より下水道施設の安全性を確保するための施策として耐震対策を進めている。内容としては、重要な幹線道路等におけるマンホールの浮上防止対策を実施しており、緊急輸送路から随時進めている。(企業局)
- ・下水道管渠及びマンホールポンプ等施設の維持管理については、これまで日常点検及びTVカメラによる調査により、随時修繕や消耗部品の取替え等を行っているが。今後は、調査した施設に関するデータを基に、施設の計画的かつ効率的な管理を行うストックマネジメント計画を策定し、その中で下水道施設の長寿命化についても検討していく。(企業局)

■建築物等の耐震化対策の推進

◆社会福祉施設等の耐震化の推進

- ・社会福祉施設及び所管する公の施設の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課)
※南アルプス市社会福祉協議会へ貸与している旧若草健康センター、旧八田デイサービスセンター福祉館及び旧デイサービスセンターわかくさも含む。

◆児童福祉施設等の安全確保

- ・公立、私立、小規模保育所等も含め、保育所、児童クラブ、児童館の耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行い、施設の安全確保を図り、施設の安全点検を行い不測の事態に備えていく必要がある。(子育て支援課)

◆集会施設等の耐震化の推進

- ・不特定多数の人が集まる施設であるため、老朽化対策や適正な維持管理を図る。(農政課、生涯学習課)

◆観光施設の耐震化の推進

- ・北岳山荘(昭和53年建築)、両俣小屋(昭和54年建築)以外は、新耐震基準で建築されているものの老朽化が進んでおり、「南アルプス市観光施設耐震化計画」を早急に策定し、計画に基づいた施設の耐震化を図る必要がある。(観光施設課)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

◆都市公園等の長寿命化計画に基づく耐震化及び長寿命化の推進

- ・都市公園内の施設等の安全性を確保するため、長寿命化対策計画に基づき、安全対策の強化、耐震化及び改築更新費用の平準化に留意し既存施設の長寿命化を図る必要がある。(都市計画課)

◆公営住宅長寿命化計画に基づく、施設の長寿命化の推進

- ・市営住宅については、南アルプス市営住宅長寿命化修繕計画に基づき、適正な管理や更新を行う必要がある。また、老朽化が著しく、建築年度の古い住宅については、住み替えの促進及び修繕を適宜行い管理する。(管理住宅課)

◆教育施設の耐震化及び長寿命化の推進

- ・南アルプス市教育施設長寿命化計画に沿った長寿命化の着実な推進を図る。(教育総務課)

■災害に強いまちづくりの推進

◆家庭内対策の推進

- ・家具等の転倒防止の対策を推進する。(防災危機管理課)

◆狭あい道路の拡幅改良の推進

- ・防災及び災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、住宅地内の生活道路の拡幅改良を地域住民と協議を行い推進する必要がある。(道路整備課、管理住宅課)

◆都市公園等の防災活動拠点機能の強化

- ・南アルプス市地域防災計画において、防災活動拠点として指定されている公園(楯形総合公園、白根中央公園、遊・湯ふれあい公園、御勅使南公園、たちあい公園、藤田スポーツ公園、鏡中條スポーツ公園)においては、防災空間の確保に努め、防災機能の整備を行い、災害時にその機能が発揮できる必要がある。(都市計画課)

◆木造住宅の耐震化の推進

- ・昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、令和元年度末の住宅の耐震化率は70%と一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。また、家の中での避難場所を確保するため、一部の部屋のシェルター化を提案する。(管理住宅課)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

◆空き家対策の推進

- ・適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生等の観点から深刻な影響を及ぼすことから、市内の空き家の状況を把握し、所有者の特定、取り壊しを含めた適正管理を促し、災害時の被害の抑制を行う必要がある。(管理住宅課)

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- ・地震時における建築物の倒壊等による人的被害を軽減するとともに、緊急輸送路、避難路の確保、災害廃棄物の抑制、早期の復興を行うため、市内の住宅及び建築物の耐震化を進める必要がある。加えて、耐震診断が義務化されている建築物において、耐震基準に満たない診断結果の建築物については耐震化を進める必要がある。(管理住宅課)

◆消防用水利等の確保

- ・災害発生時において、消防用水利及び水道水確保のため、基幹管路と水道施設の耐震化及び長寿命化を図る。(企業局)

◆災害対応力の向上

- ・災害への対応力を向上するため、消防装備資機材の充実強化を図る。(消防本部)

◆輸送方法の確保

- ・孤立しやすい地域特性から、ヘリコプターによる人員搬送、物資輸送が有効であるためヘリポートの確保を図る。(消防本部)

■避難所機能の向上

◆避難所の備蓄品の確保

- ・各指定避難所に備蓄倉庫の整備を推進し、必要な物資の備蓄確保に努める。(防災危機管理課)

◆避難所運営体制の確立

- ・避難所連絡職員を指定し、円滑な避難所運営を支援する。(防災危機管理課)

◆避難所の整備充実

- ・指定避難所に指定されている教育施設について、空調設備や給排水衛生設備の充実を図る。また照明器具の LED 化及び断熱効果を高めるために必要な改修を行う。(教育総務課)

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

■災害時保健医療体制の整備

◆災害時を想定した訓練の実施

- ・災害時の保健医療救護対応能力の向上を図るため、山梨県や関係機関と情報伝達訓練等を行うとともに、関係機関と連携した広域医療搬送訓練を実施する。(健康増進課、消防本部)

◆災害救護マニュアル、協定内容等の見直し

- ・南アルプス市災害救護マニュアルについて、「死傷者多数発生」を想定した内容の確認及び見直しを行うとともに、災害時の保健医療救護等に関する協定内容についても、必要に応じ見直しを行う。(健康増進課)

◆県及び関係機関との連携強化

- ・最悪の事態を想定し、受援の判断や要請のタイミングの確認、死傷者が多数発生して市内医療機関の受け入れが困難な状態となった場合の対応等についてあらかじめ定めておく必要があるため、山梨県中北保健所との連携強化に努める。(健康増進課)

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【道路整備課】 橋梁修繕箇所 157 橋 ⇒ 179 橋

【管理住宅課】 木造住宅耐震化率 70% ⇒ 90%

【教育総務課】 教育施設の長寿命化率 0.02% ⇒ 5.47%

【企業局】 基幹管路の耐震適合率 34.7% ⇒ 40.7%

【企業局】 下水道管路における重要な管渠等における地震対策実施率

(マンホール浮上防止対策) 11.8% ⇒ 22.1%

1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

■洪水被害等を防止する治水対策の推進

◆河川管理施設、排水施設等の整備の推進

- ・洪水災害を未然に防ぐため、一級河川横川及び一級河川五明川においては、河川管理者（山梨県）から委託された排水機場の適切な維持管理を行い、台風、豪雨時に円滑な排水機の操作が行えるよう備える必要がある。その他の一級河川においては、河川管理者に施設の状況を報告し、必要な機能の強化、長寿命化を進めていく必要がある。また、水路、準用河川等の施設においては、点検、確認を行い、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。

（道路整備課）

◆洪水被害を防止する河川整備の推進

- ・一級河川横川流域については、内水氾濫の起きやすい形状であることから、流域治水を推進し、改修、整備、老朽化対策等を施し、浸水被害の防止及び軽減に努める必要がある。市内の一級河川においては、洪水による人的被害の発生を防止のため、未整備区間の整備や河川改修、流下断面の確保のための維持管理を河川管理者に要望し、河川の洪水予防の対策を施す必要がある。準用河川等の施設においては、施設の点検、確認を行い、未整備区間の整備や河川改修、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。（道路整備課）

◆流域治水の推進

- ・一級河川において、国、県、市町村、地域住民の他、あらゆる関係者が共同して治水対策を図ることが重要であるため、水田等を利用した自然の雨水貯留、人工的な貯留施設の構築等雨水貯留機能の拡充や、新たな雨水排除施設を構築し、内水防除機能の拡充を図るなど、流域対策に取り組む必要がある。（道路整備課）

■地域防災力の強化

◆情報共有体制の構築

- ・市の防災システムを構築し、消防本部と市（防災危機管理課）とのデータを共有する。（防災危機管理課、消防本部）

◆地域の現状把握と地区防災計画の策定

- ・地域の特徴をそこに居住する市民が熟知し、その上で地域に見合った地区防災計画を策定する必要がある。（防災危機管理課）

1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

◆実践的な訓練の実施

- ・本市は地域ごとに多様な特徴があるため、地域に見合った実践的な防災訓練を繰り返し実施する必要がある。(防災危機管理課)

◆水防用資材の備蓄の推進

- ・水害から住民の生命を守るため、土のう、スコップ、ビニールシート、照明具等の水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用を行うため、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。(道路整備課)

■避難所機能の向上

◆避難所の備蓄品の確保 (参照 1-1)

◆避難所運営体制の確立 (参照 1-1)

◆避難所の整備充実 (参照 1-1)

■福祉避難所等の運営体制の充実等

◆福祉避難所の確保

- ・超高齢社会を迎え、避難行動要支援者は増加傾向にあるため、福祉避難所の確保及び医師会と連携を図り医療体制を整える必要がある。(防災危機管理課、福祉総合相談課)

◆避難確保計画の策定

- ・社会福祉施設における避難確保計画の策定に対し支援する。(防災危機管理課、福祉総合相談課、介護福祉課、障がい福祉課)

◆福祉避難所の迅速な開設

- ・迅速な福祉避難所の開設が可能となるよう、災害時要支援者マニュアルについて随時見直しを行う必要がある。(福祉総合相談課・障がい福祉課・介護福祉課)

◆要配慮者等の把握

- ・要配慮者(高齢者、障がい者等)の抽出を迅速に行うためにも、住民情報システムに搭載され、住民基本台帳や要介護度、障害の程度などとの情報共有機能等を持つ「要援護者名簿システム」の機能を維持向上させる必要がある。(福祉総合相談課)

1-2 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

◆児童福祉施設等における避難方法の確立

- ・幼児、児童が安全に落ち着いて避難できるよう、保育所、児童クラブ、児童館では毎月地震や火災を想定した避難訓練を実施し、また保護者を含めた年1回の児童引渡し訓練を実施しており、職員及び子ども達も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう備えている。引き続き、子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。(子育て支援課)

■災害時保健医療体制の整備

- ◆災害時を想定した訓練の実施 (参照 1-1)
- ◆災害救護マニュアル、協定内容等の見直し (参照 1-1)
- ◆県及び関係機関との連携強化 (参照 1-1)

≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫

【防災危機管理課】地区防災計画の策定率 1% ⇒ 50%

【防災危機管理課】災害に備えて備蓄や避難所の確認を行っている市民の割合

30% ⇒ 70%

【福祉総合相談課】避難行動要支援者名簿登録者に対する個別計画策定率

99.7% ⇒ 100%

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

■土砂災害対策の推進

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

・山梨県が実施する「土砂災害危険箇所パトロール」において、市職員も同行し、危険箇所の確認を行い、対策の必要箇所については、山梨県に要望し、実施する必要がある。また、山梨県において砂防施設の整備を実施しており、これからも情報収集に努め、現場の確認を行い、必要な箇所の要望を継続していく必要がある。(道路整備課)

・山梨県と「山地災害防止パトロール」を実施しており、これからも情報収集に努め、現地確認を行い、必要な箇所の要望を継続していく必要がある。(農林土木課)

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び政策等の実施

・砂防施設においては、山梨県の施設となることから、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をすることを目的に長寿命化計画が策定されており、「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画の策定を行うこととなっており、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。(道路整備課)

■農地の保全等による災害対策の推進

◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進

・県営土地改良事業等を取入れ、引き続き農業生産基盤の整備を行うとともに、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する必要がある。(農林土木課)

■防災体制の強化充実

◆地域の現状把握と地区防災計画の策定 (参照 1-2)

◆実践的な訓練の実施 (参照 1-2)

■避難所機能の向上

◆避難所の備蓄品の確保 (参照 1-1)

◆避難所運営体制の確立 (参照 1-1)

◆避難所の整備充実 (参照 1-1)

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

■福祉避難所等の運営体制の充実等

- ◆避難所確保計画の策定（参照 1-2）
- ◆福祉避難所の迅速な開設（参照 1-2）
- ◆要配慮者等の把握（参照 1-2）
- ◆児童福祉施設等における避難方法の確立（参照 1-2）

■災害時保健医療体制の整備

- ◆災害時を想定した訓練の実施（参照 1-1）
- ◆災害救護マニュアル、協定内容等の見直し（参照 1-1）
- ◆県及び関係機関との連携強化（参照 1-1）

≪重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）≫

【防災危機管理課】地区防災計画の策定率 1% ⇒ 50%

【防災危機管理課】災害に備えて備蓄や避難所の確認を行っている市民の割合

30% ⇒ 70%

【福祉総合相談課】避難行動要支援者名簿登録者に対する個別計画策定率

99.7% ⇒ 100%

1-4 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

■緊急物資・燃料の確保

◆緊急物資等の確保

- ・市内の拠点となる防災備蓄倉庫及び地域の拠点となる避難所へ必要な備蓄品の確保及び資機材の整備を推進する。(防災危機管理課)
- ・備蓄品の不足等に対応するため、関係機関との災害支援協定を締結する必要がある。(防災危機管理課)

◆緊急物資の搬入・受け入れ体制の構築

- ・救援物資集積予定施設での仕分け・配分等を行う体制の構築を図る。(農政課)

■社会福祉施設の防災資機材等の整備

◆社会福祉施設等における防災資機材の確保及び活用

- ・指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所に指定されている社会福祉施設(児童福祉施設を含む。)の防災資機材については、管理点検等を実施する中、十分な資機材の確保に努める。また、被災した施設利用者等への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ関係者との連携強化に努める。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課、子育て支援課)

■災害時保健医療体制の整備

◆災害時を想定した訓練の実施(参照 1-1)

◆災害救護マニュアル、協定内容等の見直し(参照 1-1)

◆県及び関係機関との連携強化(参照 1-1)

■市の災害対応力の強化

◆道路除雪対策の強化

- ・市内業者との連携により道路の除雪計画を作成し、迅速かつ的確な除雪作業を実施する。(防災危機管理課、道路整備課)
- ・除雪作業に加え、孤立する場合も想定し、必要な相手との災害支援協定の締結を促進する。(防災危機管理課)

◆高齢者住宅等への支援

- ・高齢者世帯など除雪作業が困難な世帯に対して、除雪作業等の支援体制を構築する。(防災危機管理課、福祉総合相談課)

1-4 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- ・降雪による、集落の孤立、人的被害を軽減するとともに、緊急輸送路、避難路の確保、早期の復旧を行うため、市内の幹線道路の除雪を効率的に行う必要がある。また、南アルプス市建設安全協議会との「道路除排雪協定書」に基づき、積雪時の円滑な道路交通の確保を図るとともに、国道及び県道の道路管理者と連携し除雪を円滑に行う必要がある。(道路整備課)

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施（参照 1-1）

◆資機材の整備充実

- ・災害に対応した緊急車両の整備を図る。(消防本部)

◆道路封鎖時に対応した緊急輸送方法等の確保

- ・地域特性からヘリコプターによる搬送等が有効であるため、ヘリポートの確保及びドクターヘリの離着陸場の拡充を図る。(消防本部)

◆関係機関との連携強化

- ・民間企業や国、県、関係市町村及び各種団体等と協定の締結及び連携の強化、緊急物資や燃料の確保等を推進し、防災体制の強化を図る。(防災危機管理課、消防本部)

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【道路整備課】道路除排雪協定の締結の継続

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆基幹管路の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆下水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）

■緊急物資・燃料の確保

- ◆緊急物資等の確保（参照 1-4）
- ◆緊急物資の搬入・受け入れ体制の構築（参照 1-4）

■交通規制及び交通安全対策の実施等

- ◆関係機関との連携強化
 - ・必要に応じ関係他機関へ支援要請を実施する。（防災危機管理課）
- ◆道路防災危険箇所等の解消
 - ・災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から障害物等の排除、修繕及び整備を行うと共に、路面標示等により安全誘導を実施し、円滑な交通に寄与する。（道路整備課）
- ◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）

■災害時保健医療体制の整備

- ◆移動ルートの確保
 - ・災害支援協定に基づき、災害後の瓦礫等による通行不可能な道路の啓開計画を策定する。（防災危機管理課、道路整備課）
- ◆医薬品、医療機器等の備蓄
 - ・災害時の備えとして医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入れ替えを行う。（健康増進課）
- ◆常備薬の備蓄啓発
 - ・住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行う。（健康増進課）

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

◆医薬品等の調達手段の構築

- ・医薬品などの不足が生じた場合は、速やかに医療救護対策本部に必要な医薬品などの数量を報告し、医療救護対策本部は、南アルプス市薬剤師会へ調達を依頼する。また災害拠点病院などによる医薬品が不足した場合は、中北保健所へ医薬品の供給を要請する。これらを想定した情報共有、打合せ、訓練を行う。なお、医薬品及び輸血用血液は、市内薬剤店及び山梨県赤十字血液センターによる搬送を原則とし、搬送困難な場合は、災害対策本部を通じ緊急車両の出動を要請する。(健康増進課)

◆救急搬送体制の確立

- ・災害時の消防職員の確保及び救急搬送体制維持のため、救急救命士の人員確保及び現場対応できる医療機関との強化を図る。(消防本部)

■社会福祉施設の防災資機材等の整備

◆社会福祉施設等における防災資機材の確保及び活用 (参照 1-4)

■地域防災力の強化

◆地域の現状把握と地区防災計画の策定 (参照 1-2)

◆災害備蓄品の確保

- ・各地域(自主防災会)及び指定避難所単位での避難初期に対応できる災害備蓄品の確保を支援する。(防災危機管理課)

◆緊急輸送方法等の確保

- ・地域特性からヘリコプターによる搬送等が有効であるため、ヘリポートの確保及びドクターヘリの離着陸場の拡充を図る。(消防本部)

■道路ネットワークの整備推進

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保

- ・緊急輸送路は、国道及び県道を中心に広域的な道路網を形成しているが、緊急輸送路分断は、被災後の生活、復興の遅れの他、多くの分野に影響がおよぶため、地震発生時においても道路機能が喪失しないように、震災対策及び耐震化対策を推進する。(道路整備課)

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保

- ・避難路は、円滑な避難に対応した交通の確保が重要となるため、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等と協力して障害物等の排除、修繕及び整備を行う。(道路整備課)

◆道路除雪対策の強化 (参照 1-4)

◆老朽化した農林道施設の長寿命化の推進

- ・災害時の代替輸送路となることを想定して老朽化した農林道施設の長寿命化を推進する。(農林土木課)

■土砂災害対策の推進

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 (参照 1-3)

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び政策等の実施 (参照 1-3)

■農地の保全等による災害対策の推進

◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進 (参照 1-3)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【防災危機管理課】 防災備蓄食料の整備率 48% ⇒ 100%

【道路整備課】 道路防災危険箇所数 33 区間 ⇒ 10 区間

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆基幹管路の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆下水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）

■緊急物資・燃料の確保

- ◆緊急物資等の確保（参照 1-4）
- ◆緊急物資の搬入・受け入れ体制の構築（参照 1-4）

■道路ネットワークの整備推進

- ◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保（参照 2-1）
- ◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保（参照 2-1）
- ◆道路防災危険個所の等の解消（参照 2-1）
- ◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）
- ◆老朽化した農林道施設の長寿命化の推進（参照 2-1）

■土砂災害対策の推進

- ◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照 1-3）

■農地の保全等による災害対策の推進

- ◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進（参照 1-3）

■防災・災害情報提供体制の整備

- ◆新たな情報設備の構築
 - ・地域 BWA（地域広帯域移動無線アクセス）の整備による受信エリアの拡大と汎用性のある SNS を活用するなど、新たな情報設備の構築に努める。（管財課、防災危機管理課）

◀重要業績指標 現状⇒目標年次（令和 7 年度末）▶

【道路整備課】橋梁修繕箇所 57 橋 ⇒ 179 橋

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

■災害時医療救護体制の充実

- ◆災害救護マニュアル、協定内容等の見直し（参照 1-1）
- ◆災害拠点病院等との連携確保
 - ・災害拠点病院等との連携を確保するため、日頃から情報共有、打合せ、訓練の実施を行う。（健康増進課）
- ◆陸上交通に代わる搬送手段の確保
 - ・陸上交通手段が途絶し、後方搬送するための手段がヘリコプター以外にないと市が認めた時は、搬送先医療機関（後方医療機関）を確保した上で、県医療救護対策本部に対してヘリコプター搬送要請を行うため、県との情報共有、打合せ、訓練を行う。（健康増進課、消防本部）
- ◆拠点病院に代わる医療機関の確保
 - ・災害拠点病院を含む市内医療機関が被災し、傷病者収容が困難な状態となった場合、傷病者の搬送先の確保を保健所に要請する。（健康増進課）
- ◆災害時における医療、救護情報の的確な把握
 - ・広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねる。（健康増進課）
- ◆受援体制の整備
 - ・中北保健所との連携を図り、DMAT（広域応援体制）などからの受援体制整備を図る。（健康増進課）
- ◆緊急時に対応できる体制強化
 - ・突然、災害に見舞われても慌てずに冷静に行動できるよう、日頃から担当者の分担業務を確認しておくことを徹底する。また、災害時の行動のイメージトレーニングをし、心構えを見につけ、緊急時に備える。（健康増進課）

■災害に強いまちづくりの推進

- ◆狭あい道路の拡幅改良の推進（参照 1-1）
- ◆都市公園等の防災活動拠点機能の強化（参照 1-1）
- ◆空き家対策の推進（参照 1-1）

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

- ◆基幹管路の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆下水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆防災に関する知識の習得
 - ・市民の防災意識を高め災害に対する能力の向上を図るため、災害に対する知識や防災に関する技術の向上を図る。（防災危機管理課、消防本部）
- ◆消防防災設備等の充実
 - ・消防体制の維持、装備資機材の充実強化と整備を図るとともに通信施設の高度化を図る。（消防本部）
- ◆ライフラインの代替手段の確保
 - ・被災により電気や飲料水等の供給が中断されることが想定されるため、自然エネルギーを利用した発電設備や蓄電設備の整備、緊急時の給水体制の構築やマンホールトイレの整備など、ライフラインの代替手段の確保に努める。（防災危機管理課、企業局）
- 市の防災体制の充実・強化
 - ◆災害発生を想定した初動訓練等の実施（参照 1-1）
 - ◆職員の意識向上
 - ・大規模災害時における初動対応訓練や防災拠点施設での運営等について全職員に意識づける。（防災危機管理課）
 - ◆常備消防の体制強化
 - ・常備消防の強化、慢性的な人員不足のため、災害時に出場できる人員が少ない。消防職員の人員増員を行う。（消防本部）
- 消防・救急・救助体制の強化
 - ◆消防団員の確保
 - ・地域防災の要となる消防団員を確保するため支援する。（防災危機管理課）
 - ◆救急搬送体制の確立（参照 2-1）
 - ◆消防機関との連携強化
 - ・近隣消防本部との相互応援協定、緊急消防援助隊の支援を受ける。（消防本部）

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

◆消防職員の育成推進

- ・消防学校の整備及び教育訓練の高度化を推進し、消防職員の育成を図る。(消防本部)

■自立・分散型エネルギーシステムの導入等

◆太陽光発電システムの活用

- ・既存の太陽光発電システムの効果的な活用方法を検討し、自家発電、電力備蓄に取り組む。(防災危機管理課、環境課)

◆災害拠点における通信機能の確保

- ・災害時に被災状況が確認できるように通信機能の電源確保に努める。(防災危機管理課)

■地域防災力の強化

◆地域の現状把握と地区防災計画の策定 (参照 1-2)

◆緊急輸送方法等の確保

- ・地域特性からヘリコプターによる搬送等が有効であるため、ヘリポートの確保及びドクターヘリの離着陸場の拡充を図る。(消防本部)

◆緊急搬送等の訓練実施

- ・防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練を実施する。(消防本部)

■通信機能の強化

◆新たな情報設備の構築 (参照 2-2)

■福祉避難所等の運営体制の充実等

◆福祉避難所の迅速な開設 (参照 1-2)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【防災危機管理課】消防団員の充足率 100% ⇒ 100%

【防災危機管理課】自主防災リーダーの充足率 86% ⇒ 98%

2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足 (2-5 の滞留者を除く。)

■帰宅困難者対策等の推進

◆緊急避難所の確保

- ・指定管理施設を緊急時の避難所とすることができる協定締結を促進する。(観光商工課、観光施設課)

◆飲料水の確保

- ・水道施設及び給水車による水道水供給を行えるよう、供給用設備の整備や容器の備蓄などを継続して行う必要がある。(企業局)

■滞留旅客対策等の推進

◆滞留者情報の把握

- ・地理的情報の少ない観光客(外国人旅行者含む)の災害対応については、市ホームページから情報収集ができる仕組みの構築を図る。(観光商工課、観光施設課)

■防災・災害情報提供体制の整備

◆新たな情報設備の構築(参照 2-2)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【観光商工課・観光施設課】指定管理施設を緊急時の避難所とすることができる協定締結数 11件 ⇒ 11件(現状、全指定管理施設において、緊急時の避難所とする基本協定締結済み。)

2-5 地震等に伴う登山ルート等の寸断により下山に時間がかかり、多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

■地域防災力の強化

◆山岳観光者の避難方法の確立

- ・台風災害により南アルプス林道等が岩盤崩落により一時的に通行不能状態が生じたこともあったが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。（観光商工課、観光施設課）

◆避難所の充実

- ・避難場所の周知徹底と備蓄品の整備充実を行う。（観光施設課）

◆緊急輸送方法等の確保（参照 2-1）

◆新たな搬送手段の確保

- ・市と建設協会で災害時のドローン協定を交わしているが、ドローンが操縦出来る職員を育成するとともに、ドローンを購入し、ヘリコプターでの物資輸送が出来ない場合においてドローンを活用する。（防災危機管理課、消防本部）

■防災・災害情報提供体制の整備

◆新設な情報設備の構築（参照 2-2）

◆既存施設の更新

- ・通信施設の堅牢化及び高度化を推進し、情報収集及び災害現場での円滑な活動を図る。（消防本部）

◆情報活用体制の構築

- ・市対策本部に入る災害情報と消防本部入電の災害情報を共有するため人員の確保を図る。（防災危機管理課、消防本部）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【観光商工課・観光施設課】山岳観光における緊急避難所数 7箇所 ⇒ 7箇所

（南アルプス市が管理する6つの山小屋及び野呂川広河原インフォメーションセンターにおいて既に緊急避難所となっている。）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

■災害時保健医療体制の整備

◆災害救護マニュアル等を想定した訓練の実施

- ・南アルプス市災害救護マニュアルを元に、災害時における保健師アクションプランを策定している。これらを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、併せてアクションプランの見直しも適宜実施する。(健康増進課)

◆浸水被害等における感染症などの対策の検討

- ・浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、災害時に消毒等が適切かつ速やかに実施されるよう防疫対策を検討する。(健康増進課)

◆避難者の健康悪化防止

- ・避難者(避難所避難者、在宅避難者等)の健康悪化を防ぐため、関係部署・関係機関と連携の上、避難所などにおける巡回相談(健康状況調査、支援)、感染症・食中毒対策、メンタルヘルスケア、エコノミークラス症候群・生活不活発発病対策に対する健康教育を実施するためのアクションプランの見直しや体制整備に取り組む。(健康増進課)

■災害時応急対策の推進

◆感染予防対策の推進

- ・感染症の予防として、平常時より愛育班などの会議の機会をとらえ、感染症予防対策を周知する。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努める。(健康増進課)

◆感染症発生後の拡散防止

- ・今後は、事前に災害発生時の基本的な感染症対策の周知を図るとともに、感染症罹患患者が発生した際に、生活区域を分けるなどして拡散防止に努められるように検討する。また、災害発生後、感染症蔓延防止を図るため、県との連携強化を図る。(健康増進課)

■適正な浄化槽設置の推進

◆合併浄化槽への切り替え

- ・単独浄化槽及び非水洗化(汲取り)式から合併浄化槽への切替を支援し、適正な浄化槽設置の推進を図る必要がある。(環境課)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【環境課】 合併浄化槽への切り替え件数 25基/年

【健康増進課】 保健師アクションプランの見直し

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆基幹管路の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆下水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）

■建築物等の耐震対策の推進

- ◆社会福祉施設等の耐震化の推進（参照 1-1）
- ◆児童福祉施設等の安全確保（参照 1-1）

■災害時保健医療体制の整備

- ◆避難者の健康悪化防止（参照 2-6）
- ◆職員の意識の共有
 - ・日頃から「避難者の健康悪化防止」「災害関連死の防止」を目標に取り組むことの意識を関係スタッフと共有する。（健康増進課）

■避難行動要支援者等の支援体制の充実

- ◆福祉避難所の迅速な開設（参照 1-2）
- ◆要配慮者等の把握（参照 1-2）
- ◆避難所確保計画の策定（参照 1-2）
- ◆児童福祉施設等における避難方法の確立（参照 1-2）

■地域防災力の強化

- ◆要配慮者への支援強化（参照 1-1）
- ◆防災教育の推進
 - ・自主防災組織、学校や行政が連携した防災訓練を行い地域防災力の強化を図るとともに、防災教育を着実に推進していく。（防災危機管理課、学校教育課）

【福祉総合相談課】避難行動要支援者名簿登録者に対する個別計画策定率

99.7% ⇒ 100%

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

■交通規制及び交通安全対策の実施等

- ◆道路防災危険箇所等の解消（参照 2-1）
- ◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【道路整備課】道路防災危険箇所数 33 区間 ⇒ 10 区間

【道路整備課】道路除排雪協定の締結の継続

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政施設等の長期にわたる機能不全

■市の防災体制の強化

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施（参照 1-1）

◆防災体制の強化

- ・市施設の耐震化等の対策や災害対策部・初動体制等の強化、業務継続計画（BCP = Business Continuity Planning）、早期復旧のための体制整備等を行い市の災害対応力の強化を図るとともに、被災地域への職員の派遣体制の確立等により地域防災力の強化を図る。また、防災拠点等の非常電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図る。（防災危機管理課、消防本部）

◆業務継続計画の確立

- ・地震発生時、発生後において業務を停滞しないためにも、日頃から業務継続計画（BCP）を意識した訓練を実施し、併せて検証を行う。（防災危機管理課、消防本部、その他各課）

■自立・分散型エネルギーシステムの導入等

◆太陽光発電システムの活用（参照 2-3）

◆災害拠点における通信機能の確保（参照 2-3）

■道路ネットワークの整備推進

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保（参照 2-1）

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保（参照 2-1）

◆道路防災危険箇所等の解消（参照 2-1）

◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和 7 年度末）》

【防災危機管理課】業務継続計画（BCP）を意識した訓練の実施回数 年間延べ 220 回

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
<p>■被害情報の収集体制の確立</p> <p>◆電力が利用できない場合の代替手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時の協力に関する協定に基づきアマチュア無線クラブとの連携及び市役所職員、消防団等の地区巡回などにより被害情報の収集に努める。(防災危機管理課)
<p>≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫</p> <p>【防災危機管理課】消防団員の充足率 100% ⇒ 100%</p>

4-2 防災無線やテレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>■通信機能の強化</p> <p>◆蓄電設備、発電設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・電力供給停止時において防災無線を起動させるため、蓄電設備や発電設備の整備に取り組むとともに、機動力のある広報用車両の確保に努める。(管財課、防災危機管理課)
<p>≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫</p> <p>【管財課】広報用の公用車数 10台 ⇒ 10台</p>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■市役所の災害対応力の強化

◆公用車の活用

- ・災害発生時に給油困難が予想されることから、公用車両について平常時から燃料残量が 1/2 を下回る前に給油を実施している。また、災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要がある。
(管財課)

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施 (参照 1-1)

■地域防災力の強化

◆関係機関との連携強化

- ・総合防災訓練や防災会議を通じ平時から災害協定締結団体や自主防災課等との連携連絡強化を図る。(防災危機管理課、消防本部)

◆緊急輸送方法等の確保 (参照 2-1)

■通信機能の強化

◆蓄電設備、発電設備の整備 (参照 4-2)

■被害情報の収集体制の確立

◆既存施設の更新 (参照 2-5)

◆情報活用体制の構築 (参照 2-5)

◆新たな情報設備の構築 (参照 2-2)

◆防災衛星電話等による情報収集体制の確立

- ・早期に応急復旧し、防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立に努める。(防災危機管理課、消防本部)

◆電力が利用できない場合の代替手段の確保 (参照 4-1)

■防災・災害情報提供体制の整備

◆迅速な情報収集体制の構築 (災害対策本部への情報集約)

- ・オンライン会議システムによる各支所からの情報収集や災害時に参集した職員や来庁した市民などからの情報を収集し、災害対策本部から迅速な指示が行えるようにする。(防災危機管理課、管財課)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【秘書課】 地域 BWA 制度の導入

【管財課】 公用車の広報用車両数 10 台 ⇒ 10

【防災危機管理課】 消防団員の充足率 100% ⇒ 100%

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

■中小企業に対する災害時支援制度の充実等

◆「事業継続力強化計画」認定の促進

- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続力強化計画の策定、活用促進を支援する。(観光商工課)

◆災害時融資制度の周知と相談体制の充実

- ・災害時の経営悪化による倒産を防ぐため、融資制度の周知や金融相談の体制整備に取り組む。(観光商工課)

■道路ネットワークの整備推進

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保 (参照 2-1)

■発災後のインフラ復旧対策の推進

◆災害復旧対策の基本方針

- ・大規模地震などの発生後において、被災した道路、橋梁等の影響で広範囲の交通麻痺が発生しないように、災害対策本部において啓開の優先順位決定や複数の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、被災した道路、橋梁等の各施設については、原形復旧に努めるとともに再び被災しないように改良又は新設などの対策を施す。(道路整備課)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【観光商工課】事業継続力強化計画の認定数 8件 ⇒ 16件

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

■自立・分散型エネルギーシステムの導入等

◆災害時におけるエネルギー供給ルートの確保

- ・大規模災害時における電気、ガス、燃料などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時エネルギー供給体制の整備を推進する。(防災危機管理課、環境課)

◆地域の自立型エネルギー導入対策の推進

- ・住宅等への自立型電源や災害時でも活用できる燃料電池自動車の普及促進を図るため支援する。(環境課)

◆自然エネルギーによる発電等の推進

- ・自然エネルギーによる電力確保について研究し、非常時のエネルギー確保に努める。(環境課)

■発災後のインフラ復旧対策の推進

◆上水道の復旧対策

- ・早急なインフラ復旧を行うため、災害時相互応援に関する協定(日本水道協会関東地方本部、等)や、仮設給水栓等による応急給水の相互支援に関する覚書(甲府市、甲斐市、中央市、南アルプス市)、災害応急復旧工事等に関する業務協定書(南アルプス市管工事共同組合)などの協定を締結している。(企業局)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【環境課】公共施設への太陽光発電システムの導入件数 25件 ⇒ 26件

【環境課】エコライフ促進補助金を活用した蓄電池設置件数 24件 ⇒ 54件

5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）

■緊急物資・燃料の確保

- ◆緊急物資等の確保（参照 1-4）
- ◆緊急物資の搬入・受け入れ体制の構築（参照 1-4）
- ◆浄水薬品等の確保
 - ・浄水薬品調達に伴う、薬品の確保を図る。（企業局）

■交通規制及び交通安全対策の実施等

- ◆道路防災危険箇所等の解消（参照 2-1）
- ◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）

■地域防災力の強化

- ◆災害備蓄品の確保（参照 2-1）
- ◆緊急輸送方法等の確保（参照 2-1）

■地域活性化との連携

- ◆市民等との協働による地域づくりの推進
 - ・市民及び民間事業者と協働して地域コミュニティの連帯感の醸成を図り、災害に強い地域づくりを推進するとともに、防災に限らず、様々なテーマでの地域づくり・まちづくりの地域活動を支援する。（市民活動支援課）
- ◆南アルプス IC 前エリア周辺の整備
 - ・中部横断自動車道と新山梨環状道路が交差する南アルプス IC 周辺は、県内有数の道路交通網の要衝であるため、このエリアの災害対策強化に努めるとともに、交通遮断時に対応できる代替手段の構築を検討する。（南アルプス IC 新産業拠点整備室、観光商工課）

5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

■道路ネットワークの整備推進

- ◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保（参照 2-1）
- ◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保（参照 2-1）
- ◆老朽化した農林道施設の長寿命化の推進（参照 2-1）

■土砂災害対策の推進

- ◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照 1-3）
- ◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び政策等の実施（参照 1-3）

■発災後のインフラ復旧対策の推進

- ◆災害復旧対策の基本方針（参照 5-1）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【南アルプス IC 新産業拠点整備室】南アルプス IC 周辺の開発

【防災危機管理課】防災備蓄食料の整備率 48% ⇒ 100%

【市民活動支援課】自治会の加入率 73.0% ⇒ 77.0%

5-4 食料等の安定供給の停滞

■農業・農村の多面的機能の維持・増進

◆地場産物の調達方法の確立

- ・季節、天候等に配慮した物資の調達方法の構築を図る。(農政課)

◆被災施設等の復旧支援体制の構築

- ・農業用施設等被災した場合に、早期の被害状況の収集及び復旧支援を行える体制を構築し、食料等の安定供給の維持を図る。(農政課、農林土木課)

◆農地保全対策の推進

- ・減災、防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・増進に向け、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する。(農林土木課)

◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進 (参照 1-3)

≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫

【農政課・農業委員会】 荒廃農地の面積 224.6ha ⇒ 220.1ha

【農林土木課】 多面的機能支払交付金による取り組み組織数 13組織 ⇒ 14組織

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

■ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

◆ 地域の自立型エネルギー導入対策の推進（参照 5-2）

◆ 避難所等の電源確保体制の整備

- ・ 既存の太陽光発電システムの効果的な活用方法を検討し、避難所等の電源確保に取り組む。（防災危機管理課、環境課）

◆ 水道施設の非常電源設備の確保

- ・ 電力停止時においても水道水供給を行うため、水道施設等への非常電源設備の設置などを進めている。また、非常電源設備の燃料などについては、物資供給応援に関する協定書を締結している。（企業局）

■ 発災後のインフラ復旧対策の推進

◆ 災害復旧対策の基本方針（参照 5-1）

◆ 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

- ・ 緊急輸送道路を優先して啓開するものとし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等と協力して障害物等の排除、修繕及び整備を行い、物資の供給、防災活動拠点及び病院等へのアクセスが滞ることが無いように努める（道路整備課）

◆ 河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

- ・ 災害発生後における市内の河川については、河川・砂防管理者対応マニュアルに基づき河川管理者（山梨県）との連携を図る中で速やかに点検、確認、状況を報告し、被災状況により応急対応、二次災害の防止につなげ、早期の復旧を図る。また、準用河川においても、速やかな点検、確認を行い、応急対応、二次災害の防止、早期の復旧を図る。（道路整備課）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【防災危機管理課】 非常電源が設置されている避難所数 0% ⇒ 60%

【企業局】 非常電源設備の設置数 10箇所 ⇒ 11箇所

6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止

■インフラ等の長寿命化、耐震化

◆農業集落排水施設の老朽化対策の推進

- ・整備から年数が経過していることから、施設の機能維持に向けた老朽化対策を推進する。(農林土木課)

◆基幹管路の耐震化及び長寿命化(参照 1-1)

◆水道施設の耐震化及び長寿命化(参照 1-1)

◆下水道施設等の耐震化及び長寿命化(参照 1-1)

■災害時応急対策の推進

◆災害廃棄物の処理体制の整備(環境課)

◆上水道の復旧対策(参照 5-2)

◆し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・避難所等に仮設トイレを設置した場合の適正な処理方法を構築する。(環境課)
- ・災害地から排出されたし尿等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全を図る。(環境課、企業局)

■非常用電源の確保

◆蓄電設備、発電設備の整備(参照 4-2)

◆水道施設の非常電源設備の確保(参照 6-1)

《重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)》

【企業局】基幹管路の耐震適合率 34.7% ⇒ 40.7%

【企業局】下水道管路における重要な管渠等における地震対策実施率
(マンホール浮上防止対策) 11.8% ⇒ 22.1%

6-3 地域交通ネットワークの分断

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）

■交通規制及び交通安全対策の実施等

- ◆道路防災危険個所の等の解消（参照 2-1）
- ◆道路除雪対策の強化（参照 1-4）

■災害時応急対策の推進

- ◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照 6-1）
- ◆河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用（参照 6-1）

■道路ネットワークの整備推進

- ◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保（参照 2-1）
- ◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保（参照 2-1）
- ◆老朽化した農林道施設の長寿命化の推進（参照 2-1）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【道路整備課】橋梁修繕箇所 57橋 ⇒ 179橋

【道路整備課】道路防災危険個所数 33区間 ⇒ 10区間

【道路整備課】道路除排雪協定の締結の継続

6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

■防災体制の充実・強化

- ◆救急搬送体制の確立（参照 2-1）
- ◆備蓄燃料の確保
 - ・緊急車両等の燃料備蓄の確保を図る。（管財課、消防本部）
- ◆緊急輸送方法等の確保（参照 2-1）
- ◆自家消費型エネルギーの確保
 - ・必要可能なエネルギーの供給を確保するため、自家消費型の電力供給システムの導入を推進し、災害に強いまちづくりを構築する。（管財課、消防本部）

■洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ◆河川管理施設、排水施設等の整備の推進（参照 1-2）
- ◆洪水被害を防止する河川整備の推進（参照 1-2）

■災害時応急対策の推進

- ◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照 6-1）
- ◆河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用（参照 6-1）
- ◆上水道の復旧対策（参照 5-2）

■土砂災害対策の推進

- ◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照 1-3）
- ◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び政策等の実施（参照 1-3）

≪重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）≫

【環境課】公共施設への太陽光発電システムの導入件数 25件 ⇒ 26件

【環境課】エコライフ促進補助金を活用した蓄電池設置件数 24件 ⇒ 54件

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

■インフラ等耐震化及び長寿命化の推進

- ◆橋の長寿命化計画に基づく橋梁の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆基幹管路の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）
- ◆下水道施設の耐震化及び長寿命化（参照 1-1）

■建築物等の耐震対策の推進

- ◆社会福祉施設等の耐震化の推進（参照 1-1）
- ◆児童福祉施設等の安全確保（参照 1-1）
- ◆集会施設等の耐震化の推進（参照 1-1）
- ◆観光施設の耐震化の推進（参照 1-1）
- ◆都市公園等の長寿命化計画に基づく耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆公営住宅長寿命化計画に基づく、施設の長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆教育施設の耐震化及び長寿命化の推進（参照 1-1）
- ◆畑地かんがい施設主幹線等の耐震化の推進
 - ・スプリンクラー散水のための畑地かんがい施設幹線は、市内の果樹地帯に満遍なく張り巡らされている。整備後 40 年以上が経過しているため、管路の耐震化を進める必要がある。（農林土木課）

■災害時応急対策の推進

- ◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照 6-1）
- ◆河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用（参照 6-1）
- ◆上水道の復旧対策（参照 5-2）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和 7 年度末）》

【道路整備課】 橋梁修繕箇所 157 橋 ⇒ 179 橋

【管理住宅課】 木造住宅耐震化率 70% ⇒ 90%

【教育総務課】 教育施設の長寿命化率 0.02% ⇒ 5.47%

【企業局】 基幹管路の耐震適合率 34.7% ⇒ 40.7%

【企業局】 下水道管路における重要な管渠等における地震対策実施率

（マンホール浮上防止対策） 11.8% ⇒ 22.1%

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

■災害時応急対策の推進

- ◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照 6-1）
- ◆河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用（参照 6-1）
- ◆建設関係団体との連携の推進
 - ・災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策を実施するため、建設関係団体との密接な連携を常時維持する。（農林土木課）

■洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ◆河川管理施設、排水施設等の整備の推進（参照 1-2）
- ◆洪水被害を防止する河川整備の推進（参照 1-2）
- ◆老朽化した農業用ため池整備の推進
 - ・洪水被害を未然に防ぐため、長寿命化計画を策定し対策を計画的に進め、また、ため池ハザードマップの周知や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（農林土木課）

■土砂災害対策の推進

- ◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照 1-3）

■農地の保全等による災害対策の推進

- ◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進（参照 1-3）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【農林土木課】農業用ため池の改修 7箇所中3箇所を改修

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

■放射性物質等の検査体制の整備

- ◆大気汚染物質の測定（環境課）
- ◆建物倒壊等による有害物質の拡散・流出防止体制の構築（環境課）
- ◆流通食品・水道水の放射性物質等の検査体制の整備（環境課）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【環境課】平均 BOD(※4)値が 2 mg/l以下の河川の割合 88% ⇒ 100%

※4 BOD（生物化学的酸素要求量）… Biochemical Oxygen Demandの頭文字で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■森林の公益的機能の維持・増進

◆森林の健全化の推進

- ・市の面積の 73%を占める森林を健全な状態で保護し、公益的機能の維持・増進に繋げるため、植栽や間伐等の実施や森林の病害虫の駆除等を火災防止活動と併せて行い、継続的な事業の実施を推進する。(農政課)

◆重要インフラ施設周辺の森林整備

- ・重要インフラ(道路、送配電等)の施設に被害を及ぼす懸念を有する森林において、市が森林所有者、インフラ施設管理者との協定に基づいて、森林の健全性確保のための間伐や造林等を行う。(防災危機管理課、道路整備課、農林土木課)

■地域活性化との連携

◆市民等との協働

- ・森林のうち私有林については手入れがされていない現状である。市民及び関係団体等と連携し、森林の公益的機能の維持を図る。また、農地においても農業従事者の高齢化や離農により遊休農地が増加傾向にあるため、市民団体と連携し、環境保全に努める。(農政課、観光商工課、農業委員会)

◆森林、遊休農地の有効活用の推進

- ・ユネスコエコパークの指定を受けている地域のため、森林の公益的機能を損なうことなく、森林資源を十分に活用する施策を展開する。(農政課、観光商工課)
- ・利用集積により、農地が保有する治水機能等に悪影響を及ぼす遊休農地等の有効活用を図り、優良農地の保全、確保に努める。(農政課、農業委員会)

■農産物の生産技術の普及等

◆農業者に対する経営再建資金制度等の周知

- ・農業施設復旧支援対策資金利子補給補助を行っている。引き続き補助を行っている必要がある。(農政課)

■農地の保全等による災害対策の推進

◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進(参照 1-3)

≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫

【農政課・農業委員会】荒廃農地の面積 224.6ha ⇒ 220.1ha

【農政課】 民有林整備面積 36 ha ⇒ 185 ha

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>■災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>◆災害地の環境衛生の保全</p> <ul style="list-style-type: none">・南アルプス市地域防災計画の廃棄物処理計画及び南アルプス市災害廃棄物処理計画に基づき、災害地の環境衛生の保全と早期復旧に努める。(環境課)
≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫
【環境課】市民1人1日あたりのごみ排出量 792g/日 ⇒ 752g/日
【環境課】廃棄物のリサイクル率 12.6% ⇒ 16.3%

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>■消防・救急・救助体制の強化</p> <p>◆備蓄燃料の確保(参照6-4)</p> <p>◆緊急輸送方法等の確保(参照2-1)</p> <p>◆関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・防災関係機関、自主防災組織、消防団員等様々な関係機関と連携強化及び資機材等の整備充実を図る。(防災危機管理課、消防本部)
<p>■市の防災体制の強化</p> <p>◆防災に関する関係機関との連携強化(参照1-1)</p>
<p>■福祉避難所等の運営体制の充実</p> <p>◆福祉避難所の迅速な開設(参照1-2)</p>
≪重要業績指標 現状⇒目標年次(令和7年度末)≫
【防災危機管理課】消防団員の充足率 100% ⇒ 100%
【防災危機管理課】自主防災リーダーの充足率 86% ⇒ 98%
【福祉総合相談課】避難行動要支援者名簿登録者に対する個別計画策定率 99.7% ⇒ 100%

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

■建築物等の耐震対策の推進

◆指定文化財（建造物）耐震化の推進

- ・安藤家住宅等の指定文化財（建造物）を健全な状態に保つとともに、その耐震化を進める。（文化財課）

◆史跡の保全・整備の推進

- ・古墳の墳丘崩落部や史跡の損壊部等を放置せず修復し、災害に対し万全の備えをする。その他史跡等の保全・整備に努める。（文化財課）

■森林の公益的機能の維持・増進

◆森林の健全化の推進（参照 7-4）

■地域活性化との連携

◆市民等との協働による地域づくりの推進（参照 5-3）

◆災害等に伴う地域コミュニティの崩壊に備えた無形民俗文化財の記録作成

- ・災害による地域コミュニティの崩壊により、獅子舞や神楽、地域の伝統行事等の継続が困難になった場合を想定し、これら文化財や伝統行事を復元できるよう記録等を整備する。（文化財課）

◆美術工芸品等の所在・保管状況の把握と存在の周知、価値の顕在化の推進

- ・災害が起きた際、その被害を最小限に止め、速やかな文化財レスキュー活動が行えるよう、事前に美術工芸品を含む指定、若しくは指定外文化財の所在と保管状況の把握を行う。また、市民にこれら文化財の存在と価値を周知し、災害時の文化財の亡失を防ぐ。（文化財課）

《重要業績指標 現状⇒目標年次（令和7年度末）》

【文化財課】ふるさと〇〇（まるまる）博物館のデータベースに登録された地域の歴史的な文化資源の件数 309件 ⇒ 950件

（別紙2）

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 個別施策分野

① 行政機能／消防

■公共施設の耐震化、長寿命化

◆社会福祉施設等の耐震化の推進

- ・社会福祉施設及び所管する公の施設の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課)

※南アルプス市社会福祉協議会へ貸与している旧若草健康センター、旧八田デイサービスセンター福祉館及び旧デイサービスセンターわかくさも含む。

◆児童福祉施設等の安全確保

- ・公立、私立、小規模保育所等も含め、保育所、児童クラブ、児童館の耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行い、施設の安全確保を図り、施設の安全点検を行い不測の事態に備えていく必要がある。(子育て支援課)

◆集会施設等の耐震化の推進

- ・不特定多数の人が集まる施設であるため、老朽化対策や適正な維持管理を図る。(農政課、生涯学習課)

◆観光施設の耐震化の推進

- ・北岳山荘(昭和53年建築)、両俣小屋(昭和54年建築)以外は、新耐震基準で建築されているものの老朽化が進んでおり、「南アルプス市観光施設耐震化計画」を早急に策定し、計画に基づいた施設の耐震化を図る必要がある。(観光施設課)

◆都市公園等の長寿命化計画に基づく耐震化及び長寿命化の推進

- ・都市公園内の施設等の安全性を確保するため、長寿命化対策計画に基づき、安全対策の強化、耐震化及び改築更新費用の平準化に留意し既存施設の長寿命化を図る必要がある。(都市計画課)

◆教育施設の耐震化及び長寿命化の推進

- ・南アルプス市教育施設長寿命化計画に沿った長寿命化の着実な推進を図る。(教育総務課)

① 行政機能／消防

■市の防災体制の充実・強化

◆防災体制の強化

- ・災害対策本部設置、初動体制等の強化、早期復旧のための体制整備など防災マニュアルに基づき行動できるように全職員の災害対応力の強化を図るとともに、被災地域への職員の派遣体制の確立等により地域防災力の強化を図る。また、防災拠点等の非常電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図る。(防災危機管理課、消防本部)

◆業務継続計画の確立

- ・地震発生時、発生後において業務を停滞しないためにも、日頃から業務継続計画（BCP）を意識した訓練を実施し、併せて検証を行う。(防災危機管理課、消防本部、その他各課)

◆防災に関する関係機関との連携強化

- ・近隣自治体や各種団体と防災に係る協定を締結し、連携強化を図る。(防災危機管理課)

◆情報共有体制の構築

- ・市の防災システムを構築し、消防本部と市（防災危機管理課）とのデータを共有する。(防災危機管理課、消防本部)

◆公用車の活用

- ・災害発生時に給油困難が予想されることから、公用車両について平常時から燃料残量が 1/2 を下回る前に給油を実施している。また、災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要がある。(管財課)

■消防・救急・救助体制の強化

◆消防防災設備等の充実

- ・消防体制の維持、装備資機材の充実強化と整備を図るとともに通信施設の高度化を図る。(消防本部)

◆備蓄燃料の確保

- ・緊急車両の燃料備蓄の確保を図る。(消防本部)

◆関係団体との連携強化

- ・防災関係機関、自主防災組織、消防団員等様々な関係機関と連携強化と資機材等の整備充実を図る。

① 行政機能／消防

◆常備消防の体制強化

- ・常備消防の強化、慢性的な人員不足のため、災害時に出場できる人員が少ない。消防職員の人員増員を行っていく必要がある。(消防本部)

◆消防団員の確保 (防災危機管理課)

- ・地域防災の要となる消防団員を確保するため支援する。(防災危機管理課)
- ・消防団員の活動環境を整えるため、消防団員が勤務している事業所等との連携強化を図る必要がある。(防災危機管理課)

◆救急搬送体制の確立

- ・災害時の消防職員の確保及び救急搬送体制維持のため、救急救命士の人員確保及び現場対応できる医療機関との強化を図る。(消防本部)

■地域防災力の強化

◆市民の防災意識の向上

- ・防災勉強会、防災講習会の開催や各種目別及び総合防災訓練の実施を通して、市民の正しい防災知識の習得を支援するとともに、自助、共助の重要性の理解を深める。(防災危機管理課)

◆自主防災組織の育成

- ・自主防災組織の強化を図るため、研修の開催や資機材の整備を支援しているが、今後も継続する必要がある。(防災危機管理課)
- ・地域防災の要となる「自主防災組織」と「消防団」との連携強化を図る必要がある。

◆防災に関する関係機関との連携強化

- ・近隣自治体や各種団体と防災に係る協定を締結し、連携強化を図る。(防災危機管理課)

◆災害時要配慮者への支援強化

- ・災害時要配慮者(高齢者、障がい者等)への迅速な避難誘導體制の構築を図るため、避難行動要支援者等の把握や自治体による個別支援計画書の作成を推進する必要がある。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課)

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施

- ・災害発生時の迅速な対応を図るため、災害発生時の初動体制の確保及び被害情報の収集、消防活動及び県内外からの受援体制への対応訓練を実施する。(防災危機管理課、消防本部)

① 行政機能／消防

◆市民の災害対応力の強化

- ・住民参加型の防災訓練を実施し、災害への対応能力の強化を図る。(防災危機管理課、消防本部)

◆地域の現状把握と地区防災計画の策定

- ・地域の特徴をそこに居住する市民が熟知し、その上で地域に見合った地区防災計画を策定する必要がある。(防災危機管理課)

■避難所機能の向上（総務部、教育委員会）

◆避難所の備蓄品の確保

- ・各指定避難所に備蓄倉庫の整備を推進し、必要な物資の備蓄確保に努める。(防災危機管理課)

◆避難所運営体制の確立

- ・避難所連絡職員を指定し、円滑な避難所運営を支援する。(防災危機管理課)

◆避難所の整備充実

- ・指定避難所の各施設について、空調設備や給排水衛生設備の充実を図る。また照明器具の LED 化及び断熱効果を高めるために必要な改修を行う。(教育総務課)

② 住宅・都市

■インフラ等の長寿命化、耐震化

◆橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

- ・地震等の発生時において、橋梁の安全性、信頼性を確保するため、「南アルプス市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく対策を施し、安全性の確保を推進する必要がある。(道路整備課)
- ・重要路線のネットワークを確保するため、優先的に耐震補強をおこなう橋を選定し、耐震補強工事を行う必要がある。(道路整備課)

◆公営住宅長寿命化計画に基づく施設の長寿命化の推進

- ・市営住宅については、南アルプス市営住宅長寿命化修繕計画に基づき、適正な管理や更新を行う必要がある。また、老朽化が著しく、建築年度の古い市営住宅については、住み替えの促進及び修繕を適宜行い管理する。(管理住宅課)

◆橋梁、トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・橋梁、トンネル等の道路施設については、地震等の発生時に施設の安全性、信頼性を確保するため、定められた点検要領、各々の長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。また、橋梁、トンネル等以外の道路施設については、施設の適切な維持管理を図るため、「南アルプス市舗装長寿命化修繕計画」等により対策を進める必要がある。(道路整備課、農林土木課)

◆基幹管路の耐震化及び長寿命化

- ・災害発生時において水道水の確保を図るため、「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、基幹管路の耐震適合管への更新を進める必要がある。令和元年度末現在、基幹管路約 115 kmのうち、約 40 kmが耐震適合管への更新を終えている。(企業局)

◆水道施設の耐震化及び長寿命化

- ・災害発生時において水道水の確保を図るため、「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、水道施設の耐震化を進める必要がある。令和 2 年度から令和 3 年度にかけて水道施設の耐震診断を行っている。(企業局)
- ・水道施設の機械・電気設備の整備・点検により、随時修繕や消耗品の交換を行い、水道施設の長寿命化を図っており、今後も進めていく必要がある。(企業局)

② 住宅・都市

◆下水道施設の耐震化及び長寿命化

- ・平成 20 年度より下水道施設の安全性を確保するための施策として耐震対策を進めている。内容としては、重要な幹線道路等におけるマンホールの浮上防止対策を実施しており、緊急輸送路から随時進めている。(企業局)

■帰宅困難者対策等の推進

◆緊急避難所の確保

- ・指定管理施設を緊急時の避難所とすることができる協定締結を促進する。(観光商工課、観光施設課)

■滞留旅客対策等の推進

◆滞留者情報の把握

- ・地理的情報の少ない観光客(外国人旅行者含む)の災害対応については、市ホームページから情報収集ができる仕組みを構築する必要がある。(観光商工課、観光施設課)

■災害時応急対策の推進

◆関係機関との連携強化

- ・早急なインフラ復旧を行うため、災害時相互応援に関する協定(日本水道協会関東地方本部等)や、仮設給水栓等による応急給水の相互支援に関する覚書(甲府市、甲斐市、中央市、南アルプス市)、災害応急復旧工事等に関する業務協定書(南アルプス市管工事共同組合)などの協定を締結している。(企業局)

■災害に強いまちづくりの推進

◆家庭内の対策の推進

- ・家具等の転倒防止の対策を推進する。(防災危機管理課)

② 住宅・都市

◆狭あい道路の拡幅改良の推進

- ・防災及び災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、住宅地内の生活道路の拡幅改良を地域住民と協議を行い推進する必要がある。(道路整備課、管理住宅課)

◆都市公園等の防災活動拠点機能の強化

- ・南アルプス市地域防災計画において、防災活動拠点として指定されている公園(楡形総合公園、白根中央公園、遊・湯ふれあい公園、御勅使南公園、立ち合公園、藤田スポーツ公園、鏡中條スポーツ公園)においては、防災空間の確保に努め、防災機能の整備を行い、災害時にその機能が発揮できる必要がある。(都市計画課)

◆木造住宅の耐震化の推進

- ・昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、令和元年度末の住宅の耐震化率は70%と一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。また、家の中の避難場所を確保するため、一部の部屋のシェルター化を提案する。(管理住宅課)

◆空き家対策の推進

- ・適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生等の観点から深刻な影響を及ぼすことから、市内の空き家の状況を把握し、所有者の特定、取り壊しを含めた適正管理を促し、災害時の被害の抑制を行う必要がある。(管理住宅課)

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- ・地震時における建築物の倒壊等による人的被害を軽減するとともに、緊急輸送路、避難路の確保、災害廃棄物の抑制、早期の復興を行うため、市内の住宅及び建築物の耐震化を進める必要がある。加えて、耐震診断が義務化されている建築物において、耐震基準に満たない診断結果の建築物については耐震化を進める必要がある。(管理住宅課)

■地域防災力の強化

◆市民の防災意識の向上

- ・防災勉強会、防災講習会の開催や各種目別及び総合防災訓練の実施を通して、市民の正しい防災知識の習得を支援するとともに、自助、共助の重要性の理解を深める。(防災危機管理課)

② 住宅・都市

◆自主防災組織の育成

- ・自主防災組織の強化を図るため、研修の開催や資機材の整備を支援しているが、今後も継続する必要がある。(防災危機管理課)

◆災害時要配慮者への支援強化

- ・災害時要配慮者(高齢者、障がい者等)への迅速な避難誘導體制の構築を図るため、避難行動要支援者等の把握や自治体による個別支援計画書の作成を推進する必要がある。(福祉総合相談課、障がい福祉課、介護福祉課)

◆災害発生を想定した初動訓練等の実施

- ・災害発生時の迅速な対応を図るため、災害発生時の初動体制の確保及び被害情報の収集、消防活動及び県内外からの受援体制への対応訓練を実施する。(防災危機管理課、消防本部)

◆市民の災害対応力の強化

- ・住民参加型の防災訓練を実施し、災害への対応能力の強化を図る。(防災危機管理課、消防本部)

③ 保健福祉・医療

■災害時医療救護体制の充実

◆南アルプス市災害救護マニュアルの確認及び見直し

- ・南アルプス市災害救護マニュアルについて、「死傷者多数発生」を想定した内容の確認及び見直しを行うとともに、災害時の保健医療救護等に関する協定内容についても、必要に応じ見直しを行う。(健康増進課)
- ・災害拠点病院等との連携を確保するため、日頃からの情報共有、打合せ、訓練の実施を行う。(健康増進課)

◆陸上交通に代わる搬送手段の確保

- ・陸上交通手段が途絶し、後方搬送するための手段がヘリコプター以外にないと市が認めた時は、搬送先医療機関(後方医療機関)を確保した上で、県医療救護対策本部に対してヘリコプター搬送要請を行うため、県との情報共有、打合せ、訓練を行う。(健康増進課、消防本部)

◆拠点病院に代わる医療機関の確保

- ・災害拠点病院を含む市内医療機関が被災し、傷病者収容が困難な状態となった場合、傷病者の搬送先の確保を保健所に要請する。(健康増進課)

◆災害時における医療、救護情報の的確な把握

- ・広域災害救急情報システム(EMIS)を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねる。(健康増進課)

◆受援体制の整備

- ・中北保健所との連携を図り、DMAT(広域応援体制)などからの受援体制整備を図る。(健康増進課)

◆緊急時に対応できる体制強化

- ・突然、災害に見舞われても慌てずに冷静に行動できるよう、日頃から担当者の分担業務を確認しておくことを徹底する。また、災害時の行動のイメージトレーニングをし、心構えを見につけ、緊急時に備える。(健康増進課)

■災害時保健医療体制の整備

◆移動ルートの確保

- ・災害支援協定に基づき、災害後の瓦礫等による通行不可能な道路の啓開計画を策定する。(防災危機管理課、道路整備課)

③ 保健福祉・医療

◆医薬品、医療機器等の備蓄

- ・災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医療器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認し、随時入れ替えを行なっている。(健康増進課)

◆常備薬の備蓄啓発

- ・住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行う必要がある。(健康増進課)

◆医薬品等の調達手段の構築

- ・医薬品などの不足が生じた場合は、速やかに医療救護対策本部に必要な医薬品などの数量を報告し、医療救護対策本部は、南アルプス市薬剤師会へ調達を依頼する。また災害拠点病院などによる医薬品が不足した場合は、中北保健所へ医薬品の供給を要請する。これらを想定した情報共有、打合せ、訓練を行う。なお、医薬品及び輸血用血液は、市内薬剤店及び山梨県赤十字血液センターによる搬送を原則とし、搬送困難な場合は、災害対策本部を通じ緊急車両の出動を要請する。(健康増進課)

◆救急搬送体制の確立

- ・災害時の消防職員の確保及び救急搬送体制維持のため、救急救命士の人員確保及び現場対応できる医療機関との強化を図る。(消防本部)

④ 産業

■中小企業に対する災害時支援制度の充実等

◆「事業継続力強化計画」認定の促進

- ・自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工団体等と連携して市内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定及び認定支援を行う。(観光商工課)

◆「事業継続力強化支援計画」策定の促進

- ・小規模事業者の災害対応力を強化するため、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定を働きかける。(観光商工課)

◆災害時融資制度の周知と相談体制の充実

- ・災害時の経営悪化による倒産を防ぐため、融資制度の周知や金融相談の体制整備に取り組む。(観光商工課)

■自立・分散型エネルギーシステムの導入等

◆災害時におけるエネルギー供給ルートの確保

- ・大規模災害時における電気、ガス、燃料などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時エネルギー供給体制を整備する必要がある。(環境課)

◆地域の自立型エネルギー導入対策の推進

- ・住宅等への自立型電源や災害時でも活用できる燃料電池自動車の普及促進を図るため支援する。(環境課)

◆自然エネルギーによる発電等の推進

- ・自然エネルギーによる電力確保について研究し、非常時のエネルギー確保に努める。(環境課)

■地域防災力の強化

◆山岳観光者の避難方法の確立

- ・台風災害により南アルプス林道等で岩盤崩落が発生し、一時的に通行不能状態が生じたこともあったが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難(下山)させる方法を検討する。(観光商工課、観光施設課)

④ 産業

◆避難所の充実

- ・避難場所の周知徹底と備蓄品の整備充実を行う必要がある。(観光施設課)

■発災後のインフラ復旧対策の推進

- ◆関係機関との連携強化(参照 「1 個別施策分野 ② 住宅・都市」)

⑤ 情報通信

■防災・災害情報提供体制の整備

◆新たな情報設備の構築

- ・地域 BWA(地域広帯域移動無線アクセス)の整備による受信エリアの拡大と汎用性のある SNS を活用するなど、新たな情報設備の構築に努める。(管財課、防災危機管理課)
- ・観光客(外国人旅行者含む)に対する防災情報提供するためのサイト(アプリケーション)を早急に構築する必要がある。(観光商工課、観光施設課)

■被害情報の収集体制の確立

◆電力が利用できない場合の代替手段の確保

- ・防災協定に基づきアマチュア無線クラブとの連携及び市職員を活用しての地区巡回などにより被害情報の収集に努める。(防災危機管理課)

■通信機能の強化

◆蓄電設備、発電設備の整備

- ・電力供給停止時において防災無線を起動させるため、蓄電設備や発電設備の整備に取り組むとともに、機動力のある広報用車両の確保に努める。(防災危機管理課)

⑥ 交通・物流

■災害に強いまちづくりの推進

◆道路封鎖時に対応した緊急輸送方法等の確保

- ・地域特性からヘリコプターによる搬送等が有効であるため、ヘリポートの確保及びドクターヘリの離着陸場の拡充を図る。(消防本部)

◆道路除雪対策の強化

- ・市内業者との連携により道路の除雪計画を作成し、迅速かつ的確な除雪作業を実施する。(防災危機管理課、道路整備課)
- ・除雪作業に加え、孤立する場合も想定し、必要な相手との災害支援協定の締結を促進する。(防災危機管理課)
- ・降雪による集落の孤立、人的被害を軽減するとともに、緊急輸送路、避難路の確保、早期の復旧を行うため、市内の幹線道路の除雪を効率的に行う必要がある。また、南アルプス市建設安全協議会との「道路除排雪協定書」に基づき、積雪時の円滑な道路交通の確保を図るとともに、国道及び県道の道路管理者と連携し除雪を円滑に行う必要がある。(道路整備課)

◆移動ルートの確保

- ・災害支援協定に基づき、災害後の瓦礫等による通行不可能な道路の啓開計画を策定する。(防災危機管理課、道路整備課)

◆新たな搬送手段の確保

- ・市と建設協会が災害時のドローン協定を交わしているが、ドローンが操縦出来る職員を育成するとともに、ドローンを購入し、ヘリコプターでの物資輸送が出来ない場合においてドローンを活用する。(防災危機管理課、消防本部)

■道路ネットワークの整備推進

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送路となる幹線道路の確保

- ・緊急輸送路は、国道及び県道を中心に広域的な道路網を形成しているが、緊急輸送路分断は、被災後の生活、復興の遅れの他、多くの分野に影響がおよぶため、地震発生時においても道路機能が喪失しないように、震災対策及び耐震化対策を推進する。(道路整備課)

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の確保

- ・避難路は、円滑な避難に対応した交通の確保が重要となるため、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等と協力して障害物等の排除、修繕及び整備を行う必要がある(道路整備課)

⑥ 交通・物流

◆老朽化した農林道施設の長寿命化の推進

- ・災害時の代替輸送路となることを想定して、老朽化した農林道施設の長寿命化を推進することが必要である。(農林土木課)

■交通規制及び交通安全対策の実施等

◆道路防災危険個所の等の解消

- ・災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から障害物等の排除、修繕及び整備を行うと共に、路面標示等により安全誘導を実施し、円滑な交通に寄与する必要がある。(道路整備課)

⑦ 農林水産

■ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ◆ 木質バイオマスの利活用を推進する。(環境課)

■ 土砂災害対策の推進

◆ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- ・ 農地保全対策や農業利水施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震対策や長寿命化対策について計画的に進める必要がある。(農林土木課)

◆ 土砂災害を防ぐ治山事業の推進

- ・ 県と「山地災害防止パトロール」を実施しており、これからも情報収集に努め、現地確認を行い、必要な個所の要望を継続していく必要がある。(農林土木課)

■ 農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ◆ 農業・農村の多面的機能の維持を図るため、農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んでおり、引き続き支援する必要がある。(農政課)

◆ 農地保全対策の推進

- ・ 減災、防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・増進に向け、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する必要がある。(農林土木課)

■ 農産物等供給体制の整備

- ◆ 季節、天候等に配慮した物資の調達方法の構築を図る。(農政課)

- ◆ 観光協会や商工会と連携して供給体制を検討する。(観光商工課)

■ 農産物の生産技術の普及等

- ◆ 農業者に対する経営再建資金制度等の周知に努める。(農政課)

- ◆ 農業施設復旧支援対策資金利子補給補助を行っており、継続して補助制度を実施する必要がある。(農政課)

■ 農地の保全等による災害対策の推進

◆ 農業基盤整備及び農地保全対策の推進

- ・ 県営土地改良事業等を取入れ、引き続き農業生産基盤の整備を行うとともに、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する必要がある。(農林土木課)

⑧ 国土保全

■森林の公益的機能の維持・増進

◆森林の健全化の推進

- ・市の面積の 73%を占める森林を健全な状態に保護し、公益的機能の維持・増進に繋げるため、植栽や間伐等を実施している。森林の病害虫の駆除、火災防止活動と併せて事業を継続的に実施していく必要がある。

◆重要インフラ施設周辺の森林整備

- ・重要インフラ（道路、送配電等）の施設に被害を及ぼす懸念を有する森林において、市が森林所有者、インフラ施設管理者との協定に基づいて、森林の健全性確保のための間伐や造林等を行う。（防災危機管理課、道路整備課、農林土木課）

■洪水被害等を防止する治水対策の推進

◆河川管理施設、排水施設等の整備の推進

- ・一級河川横川及び一級河川五明川においては、河川管理者（山梨県）から委託された排水機場の適切な維持管理を行い、台風、豪雨時に円滑な排水機の操作が行えるよう備える必要がある。（道路整備課）
- ・その他の一級河川においては、河川管理者に施設の状況を報告し、必要な機能の強化、長寿命化を進めていく必要がある。（道路整備課）
- ・水路、準用河川等の施設においては、点検、確認を行い、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。（道路整備課）

◆洪水被害を防止する河川整備の推進

- ・一級河川横川流域については、内水氾濫の起きやすい形状であることから、流域治水を推進し、改修、整備、老朽化対策等を施し、浸水被害の防止及び軽減に努める必要がある。（道路整備課）
- ・その他の一級河川においては、洪水による人的被害の発生を防止のため、未整備区間の整備や河川改修、流下断面の確保のための維持管理を河川管理者に要望し、河川の洪水予防の対策を施す必要がある。（道路整備課）
- ・準用河川等の施設においては、施設の点検、確認を行い、未整備区間の整備や河川改修、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。（道路整備課）

⑧ 国土保全

◆流域治水の推進

- ・一級河川において、国、県、市町村、地域住民の他、あらゆる関係者が共同して治水対策を図ることが重要であるため、水田等を利用した自然の雨水貯留、人工的な貯留施設の構築等雨水貯留機能の拡充や、新たな雨水排除施設を構築し、内水防除機能の拡充を図るなど、流域対策に取り組む必要がある。(道路整備課)

■災害時応急対策の推進

◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

- ・緊急輸送道路を優先して啓開するものとし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等と協力して障害物等の排除、修繕及び整備を行い、物資の供給、防災活動拠点及び病院等へのアクセスが滞ることが無いようにする必要がある。(道路整備課)

◆河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

- ・発生後における市内の河川については、河川・砂防管理者対応マニュアルに基づき河川管理者(山梨県)との連携を図る中で速やかに点検、確認、状況を報告し、被災状況により応急対応、二次災害の防止につなげ、早期の復旧を図る。また、準用河川においても、速やかな点検、確認を行い、応急対応、二次災害の防止、早期の復旧を図る。(道路整備課)

◆建設関係団体との連携の推進

- ・災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策を実施するため、建設関係団体との連携を常に最新の状態にしておく必要がある。(農林土木課)

■災害廃棄物処理体制の整備

- ◆南アルプス市地域防災計画に基づき、災害廃棄物(瓦礫)等の適正処理について、一部事務組合や中北林務環境事務所と連携を図って実施し、災害地の環境衛生と保全に努める。(環境課)

⑧ 国土保全

■土砂災害対策の推進

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- ・山梨県が実施する「土砂災害危険箇所パトロール」において、市職員も同行し、危険箇所の確認を行い、対策の必要箇所については、山梨県に要望し、実施する必要がある。また、山梨県において砂防施設の整備を実施しており、これからも情報収集に努め、現場の確認を行い、必要な箇所の要望を継続していく必要がある。（道路整備課）

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び政策等の実施

- ・砂防施設においては、山梨県の施設となることから、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をすることを目的に長寿命化計画が策定されており、「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画の策定を行うこととなっており、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（道路整備課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- ・農地保全対策や農業用水利施設等を点検・調査し、耐震対策や長寿命化対策について計画的に進める必要がある。（農林土木課）

◆土砂災害を防ぐ治山事業の推進

- ・県と「山地災害防止パトロール」を実施しており、これからも情報収集に努め、現地確認を行い、必要な箇所の要望を継続していく必要がある。（農林土木課）

■農業・農村の多面的機能の維持・増進（参照 ⑦ 農林水産）

◆農地保全対策の推進

- ・減災、防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・増進に向け、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する必要がある。（農林土木課）

■農地の保全等による災害対策の推進

◆農業基盤整備及び農地保全対策の推進

- ・県営土地改良事業等を取入れ、引き続き農業生産基盤の整備を行うとともに、多面的機能支払交付金事業等を活用し農地保全対策を推進する必要がある。（農林土木課）

2 横断的施策分野

① リスクコミュニケーション

■学校における防災教育等の推進

- ◆各校において計画的に防災（震災・火災）訓練を行い、避難経路や避難方法等について学習する。（学校教育課）
- ◆小学校においては、「火事からまちを守る（社会科：3年生）」、「自然災害にそなえるまちづくり（社会科：4年生）」を学習する。中学校においては、「自然災害と防災への取り組み（生活科：1年生）」を学習する。その他、防災に関係する単元において、横断的に学習を進める。（学校教育課）

■災害時相談支援体制の充実

- ◆保健福祉分野の機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター、家庭児童相談室等）との連携体制の強化を図る。また、保健福祉分野だけに止まらず、予防的観点も含め、市民生活に身近な庁内各課（納税、国保、上下水道等々）との連携体制を築き上げる。（市民活動支援課）

■ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ◆最新のハザードマップの作成整備と市民への内容周知（防災危機管理課）
- ◆自治会等を対象とした説明会や周知において、防災危機管理課に協力する。（市民活動支援課）

■防災教育等による地域防災力の強化

- ◆防災講習、勉強会の実施の促進（防災危機管理課）

② 人材育成

■人材育成等による地域防災力の強化

- ◆防災関係専門知識、技能を有する中核的 personnel を養成と中核的人材の活用（防災危機管理課）

③ 官民連携

■災害時相談支援体制の充実

- ◆相談窓口の設置

■NPO等との連携・協働の促進

- ◆綿密な情報交換の実施（市民活動支援課）
- ◆市民及び民間事業者と協働して、地域コミュニティの連帯感の醸成を図り、災害に強い地域づくりを支援する。（市民活動支援課）
- ◆防災に限らず様々なテーマでの地域づくり・まちづくりに係る地域活動を支援する。（市民活動支援課）

④ 老朽化対策

■河川管理施設、排水施設等の整備の推進

◆河川管理施設、排水施設等の整備の推進

- ・一級河川横川及び一級河川五明川においては、河川管理者（山梨県）から委託された排水機場の適切な維持管理を行い、台風、豪雨時に円滑な排水機の操作が行えるよう備える必要がある。（道路整備課）
- ・その他の一級河川においては、河川管理者に施設の状況を報告し、必要な機能の強化、長寿命化を進めていく必要がある。（道路整備課）
- ・水路、準用河川等の施設においては、点検、確認を行い、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。（道路整備課）

◆洪水被害を防止する河川整備の推進

- ・一級河川横川流域については、内水氾濫の起きやすい形状であることから、流域治水を推進し、改修、整備、老朽化対策等を施し、浸水被害の防止及び軽減に努める必要がある。（道路整備課）
- ・その他の一級河川においては、洪水による人的被害の発生を防止のため、未整備区間の整備や河川改修、流下断面の確保のための維持管理を河川管理者に要望し、河川の洪水予防の対策を施す必要がある。（道路整備課）
- ・準用河川等の施設においては、施設の点検、確認を行い、未整備区間の整備や河川改修、老朽化対策や適正な維持管理を行い、溢水等の発生を減少させることが必要である。（道路整備課）

■公営住宅の老朽化対策の推進

◆公営住宅長寿命化計画に基づく施設の長寿命化の推進

- ・市営住宅については、南アルプス市営住宅長寿命化修繕計画に基づき、適正な管理や更新を行う必要がある。また、老朽化が著しく、建築年度の古い住宅については、住み替えの促進及び修繕を適宜行い管理する。（管理住宅課）

■公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

- ◆市立図書館のうち中央図書館は建築から 21 年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、計画的な設備の更新や修繕が必要となる。そのため年次計画書を作成して、順次、更新を行う必要がある。（市立図書館）

④ 老朽化対策

◆南アルプス市教育施設長寿命化計画に基づき、計画的に管理することで老朽化した施設の安全性確保、適正な配置、維持管理を行う。(教育総務課)

■上下水道施設の老朽化対策の推進・促進

◆市で維持管理する公共下水道施設については、下水道施設の耐震化及び長寿命化(1-②)を参照。

◆釜無川流域幹線管渠及び終末処理場は県管理の施設であることから、維持管理は、県及び関連7市町で行っている。老朽化対策(耐震化、長寿命化)については県及び関連市町7市町と協議の中で進めていく。(企業局)

◆南アルプス市水道ビジョンや経営戦略等の計画及び「アセットマネジメントによる中長期計画」(インフラ長寿命化計画)に基づき、基幹管路並びに重要管路等の耐震管への布設替え及び水道施設の耐震化を推進する。(企業局)

■道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進

◆橋梁、トンネル等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・橋梁、トンネル等の道路施設については、地震等の発生時において、施設の安全性、信頼性を確保するため、定められた点検要領、各々の長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を行う必要がある。また、橋梁、トンネル等以外の道路施設については、施設の適切な維持管理を図るため、「南アルプス市舗装長寿命化修繕計画」等により対策を進める必要がある。(道路整備課、農林土木課)

■都市公園施設の老朽化対策の推進

◆都市公園等の長寿命化計画に基づく耐震化及び長寿命化の推進

- ・都市公園内の施設等の安全性を確保するため、長寿命化対策計画に基づき、安全対策の強化、耐震化及び改築更新費用の平準化に留意し既存施設の長寿命化を図る必要がある。(都市計画課)

④ 老朽化対策

■農業用施設等の老朽化対策の推進

◆老朽化した農業用ため池整備の推進

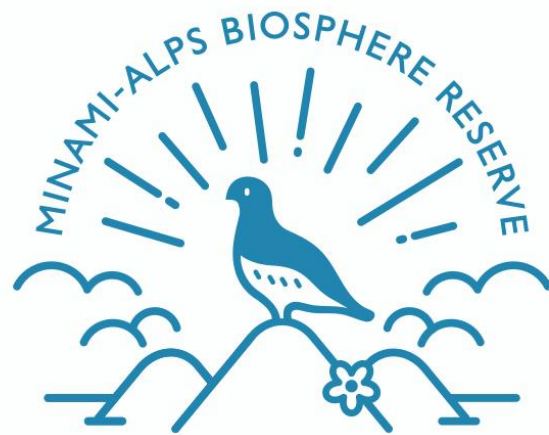
- ・洪水被害を未然に防ぐため、長寿命化計画の策定及び多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する必要がある。(農林土木課)

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備の推進

- ・農地保全対策や農業用水利施設等を点検・調査し、耐震対策や長寿命化対策について計画的に進める必要がある。(農林土木課)

◆農業集落排水施設の老朽化対策の推進

- ・整備から年数が経過していることから、施設の機能維持に向けた老朽化対策を推進する必要がある。(農林土木課)



南アルプス
ユネスコエコパーク